

平成 30 年 2 月 27 日

各位

三井住友信託銀行株式会社

## 森林信託導入に伴う基礎業務調査の受託について

三井住友信託銀行株式会社(以下、「当社」)は西栗倉村(村長:青木秀樹)より、森林信託の活用を前提に森林信託導入基礎業務調査(以下、「当該調査」)を受託したことから、お知らせいたします。

### 1. 調査の目的

西栗倉村は平成 21 年から「百年の森林づくり事業」を推進しています。

これは、西栗倉村と山林所有者が 10 年間の森林管理協定(以下、「当協定」)を結び、西栗倉村が山林を集約化し、山林所有者に整備の負担を求めること無く、作業道整備や間伐などの整備を西栗倉村が効率的に実施するほか、間伐材に付加価値を付けたユカハリタイルなどの製造販売を行うローカルベンチャー企業などに搬出した木材を販売することで発生した収益の半分を山林所有者へ還元する事業です。

しかしながら現在は山林所有者の高齢化や死亡に伴い、相続される山林が増加してきており、所有者変更に伴う当協定のやり直しが必要となってきました。

かかる状況下、西栗倉村及び山林所有者は相続に影響されない安定的な森林整備、また木材価格の低迷による山林所有者の負担増及び森林資産の外部流出懸念などの軽減を目的に、信託を活用したスキーム導入の可能性について検討する必要があると考え、今般、西栗倉村は、当社に当該調査を委託し、当社はこれを受託しました。

### 2. 調査内容

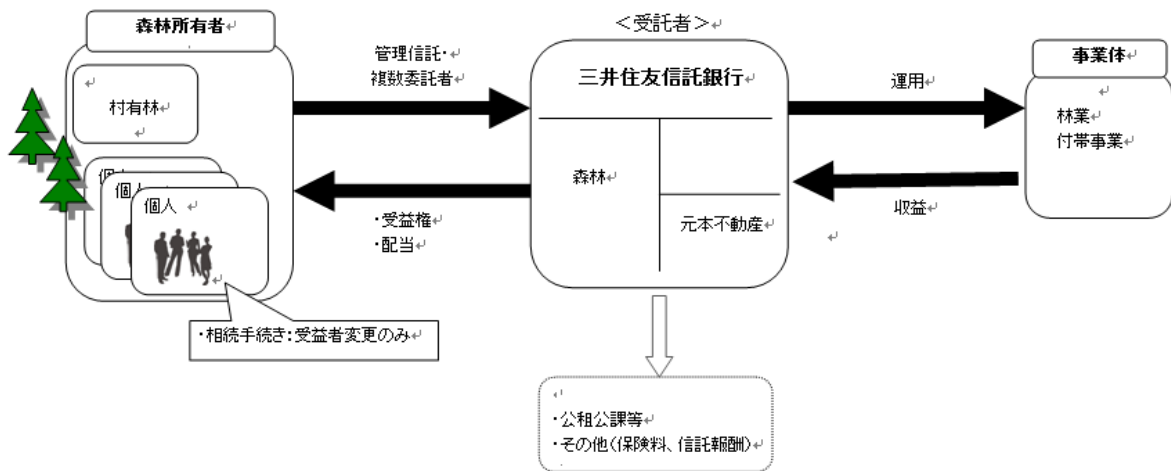
西栗倉村の山林所有と林業の実態を踏まえ、信託活用による森林管理と民間事業者による新たな収益事業を組み込んだ経営計画の可能性調査を行うとともに、民間企業の林業への事業参入意欲や民間活力導入にあたって整備すべきポイントなど、民間参入の際の要望事項などをヒアリング調査し、信託手法導入判断の基礎的資料とすることを目的に、以下の業務を受託します。

- (1) 森林信託の基本的業務フロー策定
- (2) 森林信託に関する法的留意点整備
- (3) 信託手法と民間事業者による新たな事業スキーム検討
- (4) サンプル事案による事業検証と課題の整理
- (5) 報告書の作成

### 3. 調査期間 平成 29 年 12 月 21 日～平成 30 年 3 月 31 日

#### 4. 森林信託導入時のスキームイメージ

森林信託基本スキーム(案)



#### 5. 森林信託導入による地域に与える影響

地域にある森林資源の利用権を確保することで、地域の木材産業と林業事業者などの雇用を創出することができます。西栗倉村は平成 21 年から自然資本の価値の向上に努め、間伐材等の価値を引き出してきました。その結果、地域で活躍する若者のITターンも進んでおります。このことから、森林資源の利用が地域でできるようにする仕組みは今後の地域の持続的な発展には不可欠であると考えます。

以上